

○みやぎ川崎コワーキングビレッジ「SPRING」会員登録規約

みやぎ川崎コワーキングビレッジ「SPRING」（以下、「施設」という。）の会員登録申込書を提出した場合は、以下の点に同意したものとします。

- ①施設又は備品等を使用する場合は、あらかじめ会員の登録をしなければなりません。
- ②次の各号の一に該当する場合は、会員の登録を許可しません。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 施設又は設備等をき損毀損するおそれがあると認めるとき。
 - (3) その他管理上支障があると認めるとき。
- ③次の各号の一に該当する場合は、会員の登録を取消し、又は使用を停止します。
 - (1) この規約に違反したとき。
 - (2) 使用目的以外に使用したとき。
 - (3) 会員の権利を他の者に譲渡し、又は転貸したとき。
 - (4) その他、特に必要と認めるとき。
- ④施設の会員登録料及び使用料は、平成29年9月まで無料としますが、平成29年10月から有料とします。10月からの使用は、改めて会員登録申込書を提出しなければなりません。
- ⑤施設にある備品等を使用する場合は、一部有料となるものがあります。
- ⑥使用者が故意又は過失により、施設の施設又は設備を亡失し、又はき損毀損したときはその損害を賠償していただきます。
- ⑦施設の使用については、別表のとおりとします。
- ⑧施設の使用日は、毎週火から土（日・月・祝日・お盆休み）とし、使用時間は、午前10時から午後7時までとします。
- ⑨使用者は、使用を終わったとき、又は使用を停止させられたときは直ちに責任をもって清掃、後始末を行い、火気の取締を行い、借用した附属設備を施設常駐者である川崎町地域おこし協力隊に引き継がなければなりません。
- ⑩使用者は、特に承認があった場合を除き、使用を許可された場所以外の場所において火気を使用し、又は喫煙してはいけません。
- ⑪川崎町役場又は川崎町役場が認める団体が施設を占有して使用する場合は、施設を使用できません。

別表

施設名		使用料
コワーキングドーム	コワーキングスペース	平成29年9月まで無料
	ミーティングルーム	平成29年10月から有料
	会議室	※会議室は要予約（2時間まで）
チャレンジボックス	ワークショップルーム	平成29年9月まで無料
	商品開発室	平成29年10月から有料 ※会議室は要予約（4時間まで）